

令和4（2022）年度組織改正について

都市整備部・建築部

現行	改正後	改正のポイント
<p>都市整備部（統合）①</p> <ul style="list-style-type: none"> — 都市整備総務課 — 事業管理室 ③ <ul style="list-style-type: none"> — 事業企画課 — 技術管理課 — 道路室 — 交通戦略室 — 河川室 — 下水道室 — 公園課 — 用地課 <p>建築部（統合）①②</p> <ul style="list-style-type: none"> — 建築総務課 ①② — 居住企画課 — 建築防災課 ③ — 建築指導室 <ul style="list-style-type: none"> — 建築企画課 ④ — 審査指導課 — 建築安全課 — 建築振興課 ⑤ — 住宅経営室 — 公共建築室 	<p>都市整備部 ①</p> <ul style="list-style-type: none"> — 都市整備総務課 — 事業調整室 ③ <ul style="list-style-type: none"> — 事業企画課 — 技術管理課 — 都市防災課 ③ — 道路室 — 交通戦略室 — 河川室 — 下水道室 — 公園課 — 用地課 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>住宅建築局 ②</p> <ul style="list-style-type: none"> — 居住企画課 — 建築環境課 ④ — 建築指導室 <ul style="list-style-type: none"> — 審査指導課 — 建築安全課 — 建築振興課 ⑤ — 住宅経営室 — 公共建築室 </div>	<p>①大阪の成長を支える都市基盤・住環境の整備や、自然災害への対応など安全・安心の確保をより一体的に推進するため、都市整備部と建築部を統合。</p> <p>②現在の建築部の所管業務を統括する組織として、「住宅建築局」を設置。</p> <p>③「建築防災課」の所管する密集市街地対策や耐震対策など、防災関係業務を「事業管理室」に移管し、「都市防災課」を設置すると共に、室の名称を「事業調整室」に変更。</p> <p>④「住まうビジョン・大阪」に掲げる「活力と魅力あふれる住まいと都市」の実現に向け、住環境整備にかかる施策を推進するため、関連業務を集約して「建築環境課」を設置し、「建築企画課」については廃止。</p> <p>⑤許認可・指導権限を集約してより強力な指導体制を構築し、更なる事業者の資質向上を図るため、「建築振興課」を「建築指導室」に編入。</p>

※都市整備部と建築部の統合（統合後部名称「都市整備部」）については、令和3年9月議会で「大阪府組織条例改正案」を可決済み。
 ※室内課に変更のない室については、室内課の記載を省略。